

平成 24 年 3 月 23 日

## NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及び NTTドコモの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスへ 移管すること等に関する要請

総務省は、本日、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスへ移管すること等に関して、上記5社に対し、各社に課せられている規制等の趣旨を引き続き確保する観点から各社が講ずべき措置について要請しました。

### 1 経緯

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコミュニケーションズ」といいます。）及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）（なお、これら4社を指し、以下「各事業会社」といいます。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社（以下「NTTファイナンス」といいます。）は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンスへこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行いました。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行いました。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」といいます。）によりNTT東日本及びNTT西日本に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められます。

したがって、各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」といいます。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」といいます。）及び事業各社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、各社において講ずべき措置について要請しました。

### 2 内容

各社に対する要請の内容については、それぞれ別紙1～5を御参照ください。

- （別紙1）NTT東日本に対する要請内容
- （別紙2）NTT西日本に対する要請内容
- （別紙3）NTTコミュニケーションズに対する要請内容
- （別紙4）NTTドコモに対する要請内容
- （別紙5）NTTファイナンスに対する要請内容

### 3 今後の取組

総務省は、今後も当該施策の実施状況について注視していくとともに、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保、及び電気通信市場における公正な競争確保等のため、引き続き、必要な指導・監督に努めてまいります。

#### 連絡先

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

(担当：大内課長補佐、望月専門職、高橋係長、小村官)

電話：(代表) 03-5253-5111 (内線) 5837

(直通) 03-5253-5837

FAX：03-5253-5838

## NTT東日本に対する要請内容

総務省は、NTT東日本に対して、NTT東日本及び他の各事業会社がそれぞれの料金業務を一の者へ移管する場合、料金業務会社及びNTT東日本により、NTT法により課されているあまねく電話の役務の提供に係る責務の規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、NTT東日本において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請しました。

### 記

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。  
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。
- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。
  - 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。
  - 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。
- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。
- 4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。
- 5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報(以下「顧客情報等」という。)を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。
  - 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。
  - 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。
  - 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に

応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

- 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。
  - 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。
  - その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。
- 6 料金業務会社に対し電話役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、同社に対し、利用者の同意なく貴社から譲渡された債権の第三者への譲渡を行わせない等、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために必要な措置を講じさせること。
- 7 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 8 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務以外の電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 9 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 10 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 11 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等を遵守させること。

以上

## NTT西日本に対する要請内容

総務省は、NTT西日本に対して、NTT西日本及び他の各事業会社がそれぞれの料金業務を一の者へ移管する場合、料金業務会社及びNTT西日本により、NTT法により課されているあまねく電話の役務の提供に係る責務の規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、NTT西日本において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請しました。

### 記

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。  
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。
- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。
  - 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。
  - 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。
- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。
- 4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。
- 5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報(以下「顧客情報等」という。)を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。
  - 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。
  - 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。
  - 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に

応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

- 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。
  - 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。
  - その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。
- 6 料金業務会社に対し電話役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、同社に対し、利用者の同意なく貴社から譲渡された債権の第三者への譲渡を行わせない等、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために必要な措置を講じさせること。
- 7 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 8 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務以外の電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 9 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 10 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 11 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等を遵守させること。

以上

## NTTコミュニケーションズに対する要請内容

総務省は、NTTコミュニケーションズに対して、NTTコミュニケーションズ及び他の各事業会社がそれぞれの料金業務を一の者へ移管する場合、料金業務会社及びNTTコミュニケーションズにより、NTT法により各事業会社に課されている累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール等の趣旨が引き続き確保されるよう、NTTコミュニケーションズにおいて、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請しました。

### 記

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。  
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。
- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。
  - 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。
  - 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。
- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。
- 4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。
- 5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報(以下「顧客情報等」という。)を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。
  - 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。
  - 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。
  - 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。また、当該

システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

- 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。
- 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。
- その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

6 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第 29 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

7 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第 26 条及び第 27 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

8 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の関係法令等を遵守させること。

以上

## NTTドコモに対する要請内容

総務省は、NTTドコモに対して、NTTドコモ及び他の各事業会社がそれぞれの料金業務を一の者へ移管する場合、料金業務会社及びNTTドコモにより、NTT法により各事業会社に課されている累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、NTTドコモにおいて、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請しました。

### 記

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。  
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。
- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。
  - 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。
  - 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。
- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。
- 4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。
- 5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報(以下「顧客情報等」という。)を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。
  - 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。
  - 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。
  - 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。また、当該

システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

- 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。
  - 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。
  - その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。
- 6 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第 29 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 7 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第 30 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 8 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第 26 条及び第 27 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 9 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の関係法令等を遵守させること。

以上

## NTTファイナンスに対する要請内容

総務省は、NTTファイナンスに対して、同社が各事業会社からそれぞれ提供する料金業務の移管を受ける場合、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定された規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、同社において、下記の事項に関して適切な措置を講ずることを要請しました。

### 記

各事業会社から債権を譲り受けることに伴い顧客情報その他の情報の提供を受けるときは、当該情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守すること。

以上